

## 音更町木造住宅耐震改修等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、音更町耐震改修促進計画に基づき町内にある木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、木造住宅の耐震化の促進を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法による木造住宅の地震に対する安全性の診断で耐震診断技術者が行うものをいう。
- (2) 耐震改修工事 耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を、上部構造評点が1.0以上とするために行う補強工事で耐震改修工事施工者が行うものをいう。
- (3) 耐震診断技術者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士で、北海道が行う耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震診断の講習区分に登録されているものをいう。
- (4) 耐震改修工事施工者 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている者で、北海道が行う耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震改修の講習区分に登録されている者が所属しているものをいう。

(補助の対象)

第3条 耐震診断に係る補助金(以下「耐震診断補助金」という。)を受けることができる建物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 木造の戸建て住宅又は併用住宅(延床面積の2分の1以上が居住用のものに限る。)で昭和56年5月31日以前に着工した地上2階建てまでのものであること。
- (2) 所有者自らが居住しているものであること。
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令に違反していないこと。
- (4) 所有者(当該建物の登記が共有名義である場合にあっては、共有者を含む。以下同じ。)が町税(国民健康保険税を除く。)を滞納していないものであること。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないものであること。

2 耐震改修に係る補助金(以下「耐震改修補助金」という。)を受けることができる建物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前項の規定に該当するものであること。
- (2) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたものであること。

(補助金の額)

第4条 耐震診断補助金の額は、耐震診断に要した額(当該額が3万円を超えるときは3万円とし、当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。

2 耐震改修補助金の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる耐震改修工事に要した額に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

耐震改修工事に要した額	耐震改修補助金の額
20万円未満	耐震改修工事に要した額
20万円以上200万円未満	20万円
200万円以上	耐震改修工事に要した額の10分の1に相当する額（30万円を限度とする。）

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額

3 耐震改修補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 耐震診断補助金又は耐震改修補助金（以下これらを「補助金」という。）の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（別記第1号様式）に、耐震診断補助金にあつては第1号から第4号までに掲げる書類を、耐震改修補助金にあつては第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる書類をそれぞれ添えて町長に申請しなければならない。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。

(1) 登記事項証明書、評価証明書、建築確認通知書その他の建築時期及び所有者が確認できる書類

(2) 申請者の住民票の写し

(3) 所有者の納税証明書又は町税納入状況調査承諾書

(4) 耐震診断に係る見積書

(5) 耐震診断報告書

(6) 耐震改修計画書（別記第2号様式）

(7) 耐震改修工事に係る工事費見積書

2 前項の申請は、耐震診断又は耐震改修工事を実施しようとする日の属する年度の予算執行可能日から当該年度の1月31日までに行わなければならない。

（完了報告）

第6条 補助金の交付を決定された者は、耐震診断又は耐震改修工事が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（音更町補助金等交付規則（平成18年音更町規則第12号）別記第8号様式）に耐震診断にあつては耐震診断報告書及び耐震診断費用の支払額の確認できる書類を、耐震改修工事にあつては耐震改修工事施工状況報告書（別記第3号様式）及び耐震改修工事費の支払額の確認できる書類をそれぞれ添えて町長に報告しなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、施行前の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、施行後の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。